

令和5年度留置施設視察委員会の意見と措置状況

1 活動状況

会議の開催	令和5年6月、10月、11月及び令和6年1月の計4回開催
視察状況	時期 令和5年10月、11月及び令和6年1月の計3回 対象 県下の6警察署（鳥取、智頭、倉吉、琴浦大山、米子、黒坂警察署）の留置施設（3警察署において被留置者6人と面接）

2 令和5年度留置施設視察委員会の意見の措置状況

意見の概要	措置状況
1 自本の閱讀と筆記用具の同時使用について 居室内で自弁の本を閲読すると同時に、筆記用具が使用できるようにしていただきたい。	物品検査の実効性確保等のため原則として認めておりませんが、職員の面前で行う場合があるなど状況に応じた対応をしております。
2 職員に対する教養指導について 一部の職員の態度が冷たいと感じられる場合があるようなので、教育指導をお願いしたい。	適切な処遇が図られるよう継続した指導教養に努めてまいります。
3 適切な空調及び湿度への配慮について 特に冬期の空調においては、室内の上部が暖かく足下が寒いことがあり、湿度についても乾燥しやすくなるので、そのような事情に配慮した対応をしていただきたい。	各施設に加湿器や空気清浄機、サーキュレーターを導入するなどしており、引き続き適切な環境保持に努めてまいります。
4 温かい湯茶の提供について 温かいものが出せるように検討していただきたい。	被留置者の要望には応じておりませんが、やけど防止に配慮した湯茶の提供に努めてまいります。
5 カレンダー等の導入について 日付が分かるようにしていただきたい。	場内への掲示につきましては掲示方法と管理の面から行っておりません。個別の質問に応じるなどして対応しております。
6 夜間の保護室収容時における速やかな医師への連絡体制確保について 夜間に収容された場合も医師に速やかに連絡が取れるようにしていただきたい。	保護室収容時には、刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律に基づき、速やかに留置業務管理者が委嘱した医師に連絡し被収容者の健康状態について意見を聴くこととしております。夜間休日においても医師から速やかに意見を聴くことができるよう体制整備等に努めてまいります。
7 老朽化した浴室における衛生面に留意した清掃について（一部施設） 老朽化した浴室について、特に衛生面に留意していただくとともに、必要に応じて専門業者による清掃を行うなどの対応をお願いしたい。	施設状況に応じた清掃等を行っておりますが、引き続き衛生面に留意した手段、方法による清掃に努めてまいります。
8 栄養の偏りへの配慮について（一部施設） 朝食がパン食など、メニュー状況から栄養の偏りが心配されることから配慮されたい。	栄養面に偏りが生じないよう、引き続き適切な官給糧食の提供に努めてまいります。
9 保護室の構造について（一部施設） 保護室の戸の仕様のために、被留置者のトイレ利用が丸見えとなるので、プライバシーに配慮した対応をしていただきたい。	保護室への収容は、自傷のおそれ等、法律の要件を満たす場合に行うものであり、収容中は、死角の作出は適切な収容管理を阻害することとなり

	<p>ます。引き続き人権を尊重したうえで、必要な措置を執ってまいります。</p>
<p>10 入浴後のドライヤー使用について（一部施設） 女性被留置者に配慮して、入浴後のドライヤー使用を検討していただきたい。</p>	<p>入浴後の対応については、タオルを余分に貸与して対応しています。ドライヤー使用につきましては、管理運営上の理由から使用不可を継続することとします。</p>

備考：この度、留置施設視察委員会から意見書の提出をいただき、既に対応していることも含めて措置状況として掲載したものを。